

# 遺言のお薦め

「最近思うこと」で「争族対策」について遺言書の作成が有効とお話しましたが、ここでは具体的な遺言の方法と留意事項をまとめてみました。

## 1. 遺言の方法

ここでは代表的な3種類について、簡単に説明します。

#### (1) 自筆証書遺言

本人が自筆で、遺言の内容の全文と日付及び氏名を記入し、書面に捺印します。最も簡便で費用もかからず、遺言の存在と内容の秘密を保持できる反面、死亡後遺言を見つけられなかった場合、紛失・毀損の場合には遺言内容が実現できず、又、家庭裁判所の検認が必要で、内容が不備であれば無効とされてしまう恐れもあります。

## (2) 公正証書遺言

本人が公証人役場に出向き、証人 2 人の立会のもとで遺言の内容を口頭で伝えます。公証人が遺言書を筆記し、内容を本人と証人に読み聞かせ、各々遺言書に署名・捺印します。公証人により事前に内容に違法や無効がないことがチェックされるので家庭裁判所の検認が不要で、遺言書の原本は公証人が保管するため、最も確実に遺言を残すことができます。反面、費用が若干かかる(公証人手数料:1億円の財産を妻と子1人に6:4の割合で残す場合83,000円程度)のと、遺言の内容は証人に知られてしまいます。

## (3) 秘密証書遺言

上記(1)と(2)の間のような方法で、内容は誰にも明かす必要はなく、本人が署名押印し封をした遺言書を作成したことを公証人が公証します。遺言書の保管は本人が行い、公証人は保管しません。費用は公証人へは 11,000 円と安く、遺言の内容の秘密は保持できます。反面、家庭裁判所の検認が必要で、内容に不備があれば無効とされる恐れがあります。

上記3つの中では最も安全・確実でよく利用されているのが(2)の公正証書遺言です。費用はかかりますが、自分の思いを確実に実行することができますし、専門家にアドバイスを受けそのまま証人になってもらえれば守秘義務がありますので秘密を保持することもできます。

## 2. 遺留分は侵害しない

- (1) 遺留分とは、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して法律上残さなければならない遺産の割合を言います。具体的には、配偶者と子が相続人の場合は法定相続分の1/2、内訳は配偶者1/4、子1/4(複数の場合はそれを均等に分ける)となり、配偶者、又は子だけが相続人の場合は各々1/2となります。
- (2) 遺留分の侵害とは、例えば、相続人が複数いる場合で、「全財産を長男に渡す」というような偏った遺言はただちに無効になるわけではありませんが、相続等後1年以内に遺留分を侵害された相続人が財産の返還を要求する「遺留分減殺請求」を行った場合には、遺留分を超えて取得した財産を返還する必要があります。
- (3) 争いごとを予防するために遺言をするのに、返って後に紛争を招く遺言はすべきではなく、 遺留分を侵害しないことは遺言書作成にあたっては最も留意すべき事項であると思います。

## 3. 不動産や自社株式の共有は避ける

兄弟間での不動産や自社株式の共有はできるだけ避けたほうがよいでしょう。不動産の共有持分は利用や譲渡については他の共有者の同意が必要となります。自社株式の共有は経営権の分散になります。また代が変わる(相続人からその子供へ)と利害関係者が増加して関係が複雑になります。「とりあえず均等に共有」というのは一見公平ですが、問題を先送りするだけです。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281

E-mail: nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所



